

# 鳥取縣公報

## 告 示

### ◇鳥取縣告示第五百二十六号

市街地建築物法施行令第二十九條ノ二の規定により次のように仮設建築物の建築を許可した。

昭和二十五年十月二十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

一 建築主の住所氏名 鳥取市藪片原町五〇番地先

島田 四平

一 建築物の位置 鳥取市藪片原町五〇番地先

一 同 用途 住宅兼作業場

一 同 構造 木造 瓦葺 二階建 一棟

一 同 規模 建築面積 一四、七平方メートル

突出する部分 一、九六平方メートル

一 許可條件

昭和二十五年十月二十日 金 曜 日  
第二千五百五十三号

本書のサイズは國定規格A五判

一、この建築物の存続期間は都市計画事業実施迄とすること。

一、前号の事業実施の場合は事業者の指定する期間内に無償にてこの建築物を除却すること。

一、知事が必要ありと認めるときはこの許可條件の條項を増減若しくは変更することがある。

一、この建築物の譲り渡しを受けたる者も前各号に定めたる事項を守る義務を負うこと。

### ◇鳥取縣告示第五百二十七号

漁業法施行令（昭和二十五年三月政令第三十号）第二條の規定により海区漁業調整委員会事務局の所在地を次のように定める。

昭和二十五年十月二十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

00417

鳥取縣東部海区漁業  
調整委員會事務局  
鳥取市東町九八番地

同 中部同 氣高郡浜村町大字勝見八四四番地

同 西部同 米子市加茂町二番地

◇鳥取縣告示第五百二十八号

昭和二十五年生活改良普及員資格臨時試験に合格した者は次の通りである。

昭和二十五年十月二十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

細田 侑子、外里 繁代、八木 猶子、岡田 きぬ  
吉田須美枝、田山千代子、野田チカ子、遠藤 順子  
岡村リエ子、米谷 直子、村主 得子、遠藤 達子  
山本富美子、山根 秋野、角田満つ江、梅林 良子  
石橋 照子、赤井 照子、吉田いそこ、阿川 昶二  
遠藤 綾子、米田 彰貞、謙谷 琴江

◇鳥取縣告示第五百二十九号

鳥取縣協同農普及事業に従事する専門技術員審査規則

に基いて実施した昭和二十五年専門技術員審査の合格者は次の通りである。

昭和二十五年十月二十日

鳥取縣知事 西 尾 愛 治

稲 西 尾 猛雄  
そ菜及びいも類 中 井 元四郎  
土壤肥料 沢 壽治  
農機具及び畜力利用 岡 本 忠 夫  
農産加工 木 村 義 厚  
農業土木 佐々木 基 藏  
果樹 山 田 厚 志  
同 木 下 貞 治  
同 花 岡 源 太 郎  
工業作物 西 尾 猛 雄  
農業経営 吉 備 鶴 雄  
飼料及び緑肥作物 山 本 雋 祐

教育委員會告示

◇鳥取縣教育委員會告示第十八号

00418

昭和二十六年新制大学入学資格認定試験の合格者は次の通りである。

昭和二十五年十月二十日

鳥取縣教育委員會

合格証番号

氏名

生年月日

現住所

出身学校

昭和二十六年新制大学入学資格認定試験合格者

十一	北垣 正	昭和 六、三、二七	米子市祇園町二丁目市營住宅二〇	吹田鉄道教習所中等部
二十八	松下 哲夫	昭和 三、一〇、一一	西伯郡富益村四四一番地	鳥取縣立米子工業学校
六	藤本 博三	昭和 二、三、二	東伯郡八橋町四一九番地	鳥取縣立倉吉中学校
八	三島 和男	昭和 六、一二、一	西伯郡日吉津村七一二番地	鳥取縣立米子中学校
十二	内海 恭作	昭和 二、一〇、二四	米子市花園町四〇米子寮	右 同
七	浜本 雅志	昭和 四、一二、一一	氣高郡浜村町大字下原六二番地	鳥取縣立鳥取工業学校
四	大坪 龍男	大正 一五、九、二七	八頭郡若櫻町二二四ノ一	米子鉄道青年学校
二十一	牧野 三雄	昭和 四、五、三〇	東伯郡西郷村大字大原二九七番地	鳥取縣立倉吉中学校
十四	仲田 勲	大正 二、八、一〇	日野郡八郷村大字番原六一番地	鳥取縣立養良農学校
十三	宇田川 正	昭和 四、五、一三	日野郡神奈川村大字武庫七九番地	鳥取縣立日野農林学校
一	中林 央	昭和 三、一〇、三一	米子市栲町二八	朝鮮平安北道公立江界中学校
二十七	高本 允子	昭和 七、二、一五	氣高郡鹿野町一〇五〇番地	鳥取縣立鳥取高等女学校
九	沢口 道明	大正 一四、七、三	氣高郡浜村町壱ノ二吉田勝一方	京都府立京都第一中学校夜間部
計				十三人